

公益財団法人秦野市スポーツ協会加盟団体規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第46条の規定により、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が遵守すべき事項について定めるものである。

(加盟団体の区分)

第2条 加盟団体は、定款第3条の目的に賛同する団体で、次の各号の区分により、評議員会で承認された団体とする。

- (1) 地域団体 秦野市内の各地区（本町、南、東、北、大根鶴巻、西上）のスポーツ・レクリエーション活動を統括する団体
- (2) 競技スポーツ団体 秦野市内のスポーツ種目等を代表する市単位の団体
- (3) レクリエーション団体 秦野市内のレクリエーション種目等を代表する市単位の団体

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、スポーツ・レクリエーションを行う団体としての公正・公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営に努めるとともに、この法人が行う事業等に対し、積極的な参加並びに協力を行うこととする。

(負担金)

第4条 加盟団体は、毎年6月末日までに負担金を納入しなければならない。

- 2 前項の負担金の額は、第2条第1号に掲げる団体を27,000円とし、同条第2号及び第3号に掲げる団体を12,000円とする。

(提出書類)

第5条 加盟団体は、毎年4月末日までに次の書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 前年度（この法人の前事業年度の初日を事業年度とするものをいう。以下同じ。）の事業報告書及び収支決算書
- (2) 当該年度（この法人の本事業年度の初日を事業年度とするものをいう。以下同じ。）の事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該年度の役員名簿
- (4) その他、会長が必要とする書類

2 加盟団体は、前項で提出した書類に変更が生じたときは、速やかに事務局へ届け出なければならない。

(委員会委員の推薦)

第6条 加盟団体は、委員会規程第5条第2項又は第3項で示す委員会の委員を1名推薦しなければならない。

(資格審査)

第7条 この法人に加盟を希望する団体は、次の各号に定める条件のすべてを満たし、加盟申請書(第1号様式)を会長に提出しなければならない。

- (1) 市内(地域団体にあつては各地区)を統括するスポーツ・レクリエーション団体であること。
- (2) 市民を対象とした大会等を開催していること。
- (3) 構成員が30名以上で、その3分の2以上が市内に在住若しくは在勤している成年であること。

2 加盟を希望する団体は、加盟申請書に加え、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿(会員の住所・氏名・勤務先を明記しているもの)
- (3) 前年度の決算書及び事業報告書
- (4) 当該年度の予算書及び事業計画書
- (5) 年表(団体の沿革がわかるもの)

3 会長は、加盟を希望する団体の加盟の可否について、理事会の審査に付さなければならない。

4 審査は、加盟申請書を受理した日から1年を経過し開催される最初の理事会で行うものとし、それまでを審査期間とする。

5 会長は、審査の結果について、加盟を希望した団体に対し通知するものとする。

(審議)

第8条 会長は、前条の審査の結果、理事会が加盟の資格があると判断するときは、評議員会の審議に諮るものとする。

2 前条第5項の規定は、審議の結果について準用する。

(退会)

第9条 この法人からの退会を希望する加盟団体は、理由を付した退会届(第2号様式)を事務局へ提出しなければならない。

(処分)

第10条 加盟団体が第3条、第4条若しくは第5条の規定を遵守しなかったとき、又は加盟団体として不相当と認められるときは、会長は、評議員会の決議を経て、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 除名

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年度の負担金は、別に定める加盟団体交付金の100分の15の額（その額に1円未満の端数があるときは、これ切り捨てた額）とする。
- 3 第7条の規定は、平成28年3月31日現在において、秦野市体育協会に加盟している団体には適用しない。

